

次とおり三朝町課設置条例及び三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成8年6月24日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成8年6月24日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

[illegible]

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例及び三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(三朝町課設置条例の一部改正)

第1条 三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の課」の次に「及び室（以下単に「課」という。）」を加え、

「総務課	「総務課	
税務課	税務課	
企画観光課	企画財政課	
町民生活課	を 観光国際課	に改める。
健康福祉課	健康福祉課	
農村振興課	農林課	
建設課	建設課	
水道課」	ダム対策室	
	水道課」	

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「その分類する職務の内容は」を「その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項に規定する別表第2に基づき分類される職員の職務の給料表に定める職務の級は、別に定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 専門職の職務
2 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 (2) 相当困難な特定の業務を行う専門職の職務
3 級	(1) 主任（主事）又は主任（技師）の職務 (2) 困難な特定の業務を行う専門職の職務
4 級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
5 級	(1) 課長補佐の職務 (2) 事務局の長の補佐の職務 (3) 出先機関の長の補佐の職務 (4) 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 (5) 相当困難な業務を処理する主査の職務 (6) 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
6 級	(1) 課の長の職務 (2) 事務局の長の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 参事の職務

	(5) 困難な業務を処理する課長補佐の職務 (6) 困難な業務を分掌する係の長の職務 (7) 困難な業務を処理する主査の職務 (8) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
7 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする課の長の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする事務局の長の職務 (3) 高度の知識又は経験を必要とする出先機関の長の職務 (4) 困難な業務を処理する参事の職務
8 級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする課の長の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする事務局の長の職務 (3) 特に高度の知識又は経験を必要とする出先機関の長の職務 (4) 特に困難な業務を処理する参事の職務

附 則

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。